

事業名	1 野生鳥獣地域対策交付金
担当部局	環境部 環境保全係 生きものの係 TEL 63-2187
内容	〈概要〉 各地区の自治会協議会等の団体が実施する特定鳥獣の個体数の調整、有害鳥獣の駆除、野生鳥獣による被害に強い地域作り等の事業を支援するために交付金を支給する。 〈対象者〉 自治会協議会 〈対象事業〉 (1) 個体数の調整を目的としたイノシシ・ニホンジカ・ニホンザルの捕獲 (2) 住民の安全の確保を目的とした対象鳥獣(※)の捕獲 (3) 対象鳥獣(※)の捕獲のために必要な器具等の購入、作製等 (4) 被害防止のための広報活動、周知など (5) その他市長が必要と認める事業 ※対象鳥獣 (1) イノシシ (2) ニホンジカ (3) ニホンザル (4) ツキノワグマ (5) その他市長が認める野生鳥獣 〈必要書類〉 (1) 補助金等交付申請書 (2) 事業計画書 (3) 収支予算書 〈注意事項〉 交付金は、予算の範囲内で交付します。

事業名	2 とちぎの元気な森づくり里山林整備事業											
担当部局	経済部 林政課 森林保全係		TEL 63-2194									
内容	〈概要〉 地域の里山をきれいにしたい、森づくり活動を通じて、森林環境を学びたいなどの森林活動に対して、交付金を支給する。 〈対象者〉 各単位自治会・自治会協議会、その他地域住民による団体 〈対象事業と交付上限額〉 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援メニュー</th><th>活動の内容</th><th>交付上限額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 里山整備 に対する 支援</td><td> ① 地域の里山整備 ② 通学路や住宅街の環境整備 ③ 野生獣被害軽減の里山整備 </td><td> ① 5年間で100万円 (1haあたり) ② 年数に応じて 5万円～25万円 (1haあたり) (③は初年度26万円) </td></tr> <tr> <td>2 森づくり 活動に対 する支援</td><td> ① 森林環境学習 ② 植林・間伐等の森づくり体験 ③ 森林環境を活用したレクリエーション活動等 </td><td>20万円 (1団体あたり)</td></tr> </tbody> </table> 〈必要書類〉 (1) 補助金等交付申請書 (2) 事業計画書 (3) 収支予算書 〈注意事項〉 1 里山整備に対する支援 (1) 初年度だけでなく、整備後4年の管理が必要です。 (2) 市と森林所有者、自治会等による3者協定が必要です。 (3) 5ヵ年の事業が終了した箇所については、再度申請が可能です。 2 森づくり活動に対する支援 (1) 活動の対象地域は市有林です。			支援メニュー	活動の内容	交付上限額	1 里山整備 に対する 支援	① 地域の里山整備 ② 通学路や住宅街の環境整備 ③ 野生獣被害軽減の里山整備	① 5年間で100万円 (1haあたり) ② 年数に応じて 5万円～25万円 (1haあたり) (③は初年度26万円)	2 森づくり 活動に対 する支援	① 森林環境学習 ② 植林・間伐等の森づくり体験 ③ 森林環境を活用したレクリエーション活動等	20万円 (1団体あたり)
支援メニュー	活動の内容	交付上限額										
1 里山整備 に対する 支援	① 地域の里山整備 ② 通学路や住宅街の環境整備 ③ 野生獣被害軽減の里山整備	① 5年間で100万円 (1haあたり) ② 年数に応じて 5万円～25万円 (1haあたり) (③は初年度26万円)										
2 森づくり 活動に対 する支援	① 森林環境学習 ② 植林・間伐等の森づくり体験 ③ 森林環境を活用したレクリエーション活動等	20万円 (1団体あたり)										

「通学路をきれいにしたい」
「農作物の獣害を防ぎたい」
などの地域で活用されています。

森林を活用した人づくり・地域づくり活動にも
オススメです。

事業名	3 資源ごみ回収報償金		
担当部局	環境部 資源循環課 資源循環推進係	TEL 64-3241	
内容	〈概要〉 ゴミの減量やリサイクルの推進のため、資源物を回収する団体に市から報償金を交付する。 〈対象者〉 市内の自治会、老人会、子供会など地域住民団体 〈要件〉 (1) 市内の自治会、老人会、子供会など住民団体であること (2) 回収する1か月前に、資源ごみ回収団体の届出を行うこと (3) 原則として年1回以上定期的に、家庭から出た資源ごみの集団回収を行うこと (4) 市が指定した回収業者に資源ごみの回収を依頼すること 〈必要書類〉 (1) 資源ごみ回収団体届出書（実施1か月前までに提出） (2) 資源ごみ売却実績報告書（実施後1か月以内に提出） 〈注意事項〉 (1) 報償金の額は、回収重量 1kg 当たり 4 円（平成 23 年度～）です。 報償金対象品目：古紙類のみ（新聞、雑誌、段ボール） (2) 回収を行った後、1 か月以内に資源ごみ売却実績報告書を資源循環推進係（環境クリーンセンター）に提出してください。 (3) 実施日や回収する資源ごみについては、事前に回収業者とよくご相談ください。 (4) 代表的な資源ごみ ・古紙類（新聞紙、雑誌、ダンボール） ※ろう引きダンボール、感熱紙、ビニールが張ってある袋、油のついた紙などは対象外です ・ビン類（一升瓶等の酒瓶、ビール瓶） ・金属類（アルミ缶、銅類など） ※古紙類以外は、報償金の対象になりません。ただし、回収をご希望の場合は、回収業者とご相談ください。		

事業名	4 きれいなねっと鹿沼（アダプト・プログラム）
担当部局	環境部 環境保全課 環境保全係 TEL 65-1064
内容	〈概要〉 公共の場所の美化活動に対し、市が用具の貸し出し等の支援を行う。 〈対象者〉 市内の自治会、地域住民団体、企業、老人会、子供会などの団体 〈対象事業〉 （１）公共の場所へ捨てられた空き缶や散乱ごみ等の収集 （２）公共の場所の草花や樹木を管理等 〈要件〉 （１）市内における一定区間の公共の場所の美化活動を行うこと （２）５名以上の団体であること （３）年６回以上の活動があること 〈必要書類〉 （１）きれいなねっと鹿沼活動届出書 （２）きれいなねっと鹿沼登録名簿 〈注意事項〉 （１）本事業は、一定区間の公共の場所を養子に見立て、市民が里親になって養子（公共の場所）の美化活動を行い、市がその支援をするものです。 （２）公共の場所とは、道路、河川、公園、その他の公共施設をいいます。 （市が管理する区域が対象です。） （３）支援の対象となる活動は、ごみの収集、草花や樹木の管理などです。 （４）市は、清掃用具の貸与などの支援を行います。 （５）毎年、活動報告書を提出していただきます。

事業名	5 ボランティア袋の配布
担当部局	環境部 環境保全課 環境保全係 TEL 65-1064
内容	〈概要〉 地域でボランティア活動（清掃活動）する団体や個人のために、ボランティア袋を配布する。 〈対象者〉 地区協議会、単位自治会等の自主的な清掃活動を行う団体や個人 〈対象事業〉 自主的な清掃活動を行うこと 〈要件〉 地域の清掃活動や環境美化活動を実施する場合 〈配布窓口〉 ・環境課（環境クリーンセンター事務所２階） ・市民協働課（本庁舎行政棟２階７番窓口） ・各コミュニティセンター ・まちなか支援室

事業名	6 ごみステーション整備事業補助金		
担当部局	環境部 資源循環課 資源循環推進係	TEL 64-3241	
内容	〈概要〉 自治会等が設置又は所有する既設ごみステーションを2箇所以上集約し、整備するごみステーションに対し、その費用の一部を補助する。 〈対象〉 対 象 者：自治会（自治会が事業主体であること） 補助対象施設：自治会が設置（所有）するごみステーション 対象費用：ごみステーションの整備に要する費用 ごみステーションの構造物設置費用 ネットフェンス設置費用 その他設置に付随する費用 〈要件〉 （１）既設ごみステーションを2箇所以上集約する。 ※当該ステーションが収集を開始してから1年以上経過したもの。 （２）ごみステーションの利用者の全てが集約に同意していること （３）上記に加え、集約整備するごみステーションが鹿沼市一般廃棄物処理要綱第3条第1項第1号から第7号に定める基準を満たしていること。 〈補助金額〉 補助対象の費用の2分の1以内とし、7万円を上限とする。 ただし、千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。 〈必要書類〉 （１）補助金等交付申請書（様式第1号） （２）事業計画書（様式第2号） （３）収支予算書（様式第3号） （４）ごみステーション設置場所付近の位置図 （５）整備に要する費用内訳が確認できる書類（見積書等）の写し （６）ごみステーションの平面図、構造図等 （７）設置場所の土地関係が確認できる書類（契約書等） （８）廃止する既設ごみステーションの位置図 （９）集約整備するごみステーション利用者の同意書 〈注意事項〉 （１）アパート等の共同住宅専用に設置されたものは対象外です。 （２）ごみステーション用地の取得又は賃貸費用は対象外です。		

事業名	7 鹿沼市河川愛護会補助金
担当部局	都市建設部 都市保全課 道路河川管理係 TEL 63-2208
内容	〈概要〉 河川の清掃活動（ゴミ拾いや草刈りなど）を自主的にこなう団体に対して、補助金を交付する。 〈対象〉 河川清掃活動を行う団体 〈対象事業〉 河川清掃活動 〈要件〉 ・鹿沼市内河川の維持保全 ・自主的な河川愛護活動の促進 〈必要書類〉 （1）河川清掃実施申請書 （2）河川清掃実績報告 （3）位置図 （4）実施状況写真 〈注意事項〉 （1）本会は河川愛護活動の促進を目的としています。 （2）補助金は予算内の振り分けであるため、活動に対しての定額交付ではなく、当該年度の活動状況により変化します。 （3）補助金の支払いは年度末となります。

事業名	8 鹿沼市道路愛護会補助金
担当部局	都市建設部 都市保全課 道路河川管理係 TEL 63-2208
内容	〈概要〉 道路の清掃活動（ゴミ拾いや草刈りなど）を自主的にこなう団体に対して、補助金を交付する。 〈対象〉 道路清掃活動を行う団体 〈対象事業〉 道路の清掃活動 〈要件〉 ・鹿沼市内の道路維持保全 ・自主的な道路愛護活動の促進 〈必要書類〉 （1）道路清掃実施申請書 （2）道路清掃実績報告 （3）位置図 （4）実施状況写真 〈注意事項〉 （1）本会は道路愛護活動の促進を目的としています。 （2）補助金は予算内の振り分けであるため、活動に対しての定額交付ではなく、当該年度の活動状況により変化します。 （3）補助金の支払いは年度末となります。

事業名	9 運動場等への資材支給
担当部局	教育委員会事務局 スポーツ振興課 スポーツ施設係 TEL 63-2255
内容	〈概要〉 グラウンドの整備をしたい、大雨等で砂が流れてしまったなど、資材支給が必要な対象施設に砂等の支給を行う。 〈対象〉 ゲートボール場・ミニ運動場等を管理している自治会 〈対象事業〉 ゲートボール場・ミニ運動場等の整備 〈要件〉 対象施設：ゲートボール場 ミニ運動場（グラウンドゴルフ場等の面積1,000㎡以上の施設） ただし、公共団体等が管理・運営している施設は除く。 〈必要書類〉 ・遊休地利用資材支給申請書 〈注意事項〉 ・同一箇所への支給は、単一年度（4月～翌3月）に1回限りとしています。 ・予算の関係上、年度途中で受付を中止する場合があります。 ・支給資材の発注は、申請者が行って下さい。 ・支給する資材：砂、山砂、砂利 ・支給する資材の上限：ゲートボール場は、2万円以内 ミニ運動場は、3万円以内

事業名	10 屋台収蔵施設建設事業等補助金
担当部局	教育委員会事務局 文化課 文化財係 TEL 62-1172
内容	〈概要〉 国指定重要無形民俗文化財に係る屋台（お祭りの屋台）の収蔵施設の新築・修繕等の事業に対して、その費用の一部を補助する。 〈対象〉 国指定重要無形民俗文化財（鹿沼今宮神社祭の屋台行事）に係る屋台を所有する自治会等 〈対象事業〉 （1）文化財保存施設としての機能を持ち、地域のシンボルとしてまちづくりに効果的に活用でき得る屋台収蔵施設の新築・修繕事業 （2）（1）の屋台収蔵施設のシャッター等にシンボル画を描く事業 （3）屋台収蔵施設の敷地借り上げに係る経費 〈補助金額〉 （1）新築の場合：建設工事費の3分の2以内で、限度額1,000万円 修繕の場合：修繕費の3分の1以内で、限度額200万円 （2）対象経費の100%以内（描画に係る費用のみが対象） （3）対象経費の100%以内（市長が定める算定式に基づく） 〈必要書類〉 （1）補助金等交付申請書 （2）事業計画書 （3）収支予算書 （4）その他参考資料

事業名	1 1 鹿沼市高齢者生きがい支援（ほっとサロン）事業補助金										
担当部局	保健福祉部 高齢福祉課 地域包括ケア推進係 TEL 63-2288										
内容	〈概要〉 高齢者の社会参加の促進や健康寿命の延伸を目的に、お茶飲みや歌、体操などを実施する自治会やボランティア団体等に対し、その経費の一部を補助する。 〈対象〉 自治会・ボランティア団体・老人会等 〈対象事業〉 誰でも気軽に参加できるもので、次のうち2項目以上を実施してください。 （１）交流・ふれあいの場の運営のための事業 （２）教養・娯楽に関する事業 （３）スポーツに関する事業 （４）介護予防に関する事業 （５）その他市長が必要と認める事業 〈要件〉 （１）事業の内容 教養・娯楽、交流・レクリエーション、軽スポーツ、保健予防等に関すること。誰でも気軽に参加できること。 （２）実施回数 月1回以上（1回2時間以上） （３）開催会場 町内の自治公民館又は空き家等 ※自宅内での開催は不可。 （４）補助金額 年度内の開催回数で補助金額を決定します。※<u>1回 2,500円以内</u> <table border="1" data-bbox="497 1245 986 1438"> <thead> <tr> <th>事業開始時期</th><th>年度内最大額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日</td><td>60,000円</td></tr> <tr> <td>7月1日</td><td>45,000円</td></tr> <tr> <td>10月1日</td><td>30,000円</td></tr> <tr> <td>1月1日</td><td>15,000円</td></tr> </tbody> </table> （５）補助金で支出できるもの 消耗品費、会場借上費、通信費（切手代等）、講師謝礼、保険料、お茶・菓子代等 （６）交付条件 申請する前に、最低3か月活動した実績が必要です。活動を始める前に高齢福祉課までご相談ください（前年度、補助事業を実施している団体は除く）。 〈必要書類〉 （１）補助金交付申請書 （２）事業計画書 （３）収支予算書 （４）その他参考資料 ※事業が完了したときは、補助事業等実績報告書、事業実績書、収支決算書及び活動内容が確認できる参考資料を提出してください。	事業開始時期	年度内最大額	4月1日	60,000円	7月1日	45,000円	10月1日	30,000円	1月1日	15,000円
事業開始時期	年度内最大額										
4月1日	60,000円										
7月1日	45,000円										
10月1日	30,000円										
1月1日	15,000円										

事業名	1 2 鹿沼市老人クラブ活動補助金
担当部局	鹿沼市老人クラブ連合会 TEL 65-5191 (社協呼び出し) 保健福祉部 高齢福祉課 地域包括ケア推進係 TEL 63-2288
内容	〈概要〉 老人クラブの健全育成と老後の生きがいを充実させるため、単位老人クラブの活動に対し、その経費の一部を、市が連合会を通して補助する。 〈対象〉 市内で組織され、鹿沼市老人クラブ連合会に加入している単位老人クラブ ※自治会への直接的な支援制度ではありません。 〈対象事業〉 (1) 奉仕活動事業（清掃奉仕活動・地域の見守り活動等） (2) 教養事業（講座・趣味活動等） (3) スポーツ事業（輪投げ・グラウンドゴルフの練習・大会への参加等） 〈必要書類〉 (1) 補助金等交付申請書 (2) 実施計画書 (3) 収支内訳書 (4) その他参考資料 ※事業が完了したときは、補助事業等実績報告書及び事業実績書・収支決算書の提出が必要です。その他参考資料の提出をお願いすることがあります。 〈注意事項〉 ・補助金の申請は鹿沼市老人クラブ連合会を通して行います。 ・補助金の算出基礎は次のとおりです。 1 単位老人クラブ定額 20,800 円＋（会員数×400 円） ※申請時期により補助金算定率が変わります。

事業名	13 鹿沼市通所型サービス・活動 B(住民主体の通所型サービス・活動) 事業補助制度
担当部局	保健福祉部 高齢福祉課 地域包括ケア推進係 TEL 63-2288
内容	〈概要〉 高齢者の生きがいづくりや地域の支え合いを推進することを目的とし、介護予防等の活動のために住民が主体となって運営する高齢者の通いの場に対して、補助金を支給する。 〈対象〉 自治会等の自主活動団体 〈対象事業〉 介護予防等の活動を行うための通いの場の運営 ※介護予防 要介護状態にならないよう予防すること ※通いの場 高齢者が定期的に通い、集まる場所 〈対象団体〉 (1) 自治会、ボランティア団体、老人クラブ、その他の任意団体等、事業を直接実施する団体であること。 (2) 市内に住所を有し、代表者を置いていること。 (3) 市税に滞納がないこと、政治・宗教・営利目的でないこと、暴力団等でないこと。 〈交付条件〉 (1) 市内で事業を行うものとし、活動場所は市の施設、公民館、空き家等であること。(自宅は不可) (2) 月に2回以上事業を実施すること。 (3) 1回あたり2時間以上事業を実施し、そのうち1時間程度、介護予防に資する活動(例:体操、口腔の運動、機能訓練、認知症予防講座、健康麻雀、合唱等)を実施すること。 (4) 参加者が5人以上であること、かつ要支援1・2の人または事業対象者が1人以上いること。 〈補助額〉 月2～4回活動:10,000円/月 月5回以上活動:20,000円/月 〈対象経費〉 報償費、研修費、消耗品費、印刷費、備品購入費、賃借料、修繕費、保険料等 詳細につきましては鹿沼市ホームページ掲載の『鹿沼市通所型サービス・活動 B(住民主体の通所型サービス・活動) 事業補助制度のご案内』をご覧ください。